



BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）

（愛称） ウィンドミル

追加型投信/海外/債券

販売用資料

分配金の変更に関するお知らせ

2016年11月10日

平素は、『BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（愛称） ウィンドミル』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2016年11月10日の第222期決算において、収益分配金額の見直しを行い、2013年2月の第177期以降、前期までの30円（1万口当たり、税引前）から、20円（同）へと引き下げました。

当ファンドの分配金は、基準価額の水準、分配原資の状況や市況動向等を総合的に勘案し決定しています。

昨今、各国中央銀行の積極的な金融緩和政策により、当ファンドが主な投資対象としている先進国の長期債の利回りも低下傾向を辿ったことなどから、投資している債券から得られる利息収入も減少傾向となりました。

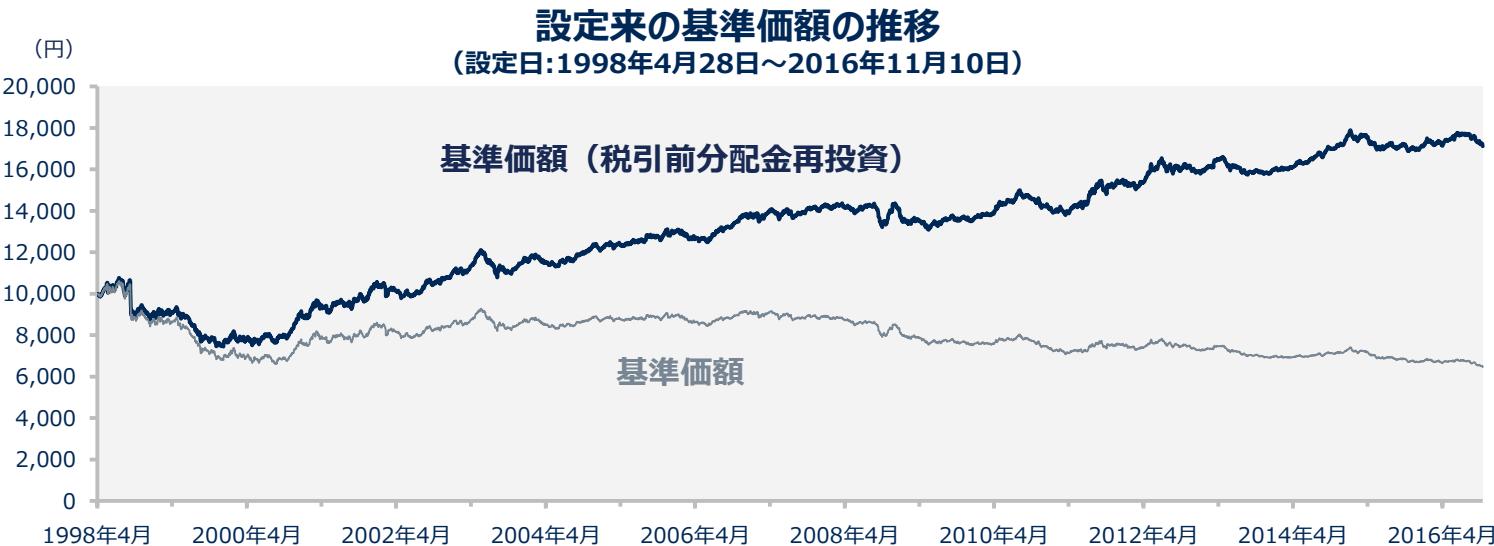
これらに加え、ファンドの収益力や保有している債券なども考慮し総合的に判断いたしました。なお、引き下げ後の分配金額は保有債券から得られる利息収入により近い水準になり、市況等に大きな変動がない場合には、当面は現在の分配水準を維持できると考えています。

2016年11月10日時点での設定来の分配金合計額は7,690円（1万口当たり、税引前）、基準価額（分配落ち後）は6,450円、純資産総額は1,076.8億円となっております

今後とも当ファンドのパフォーマンスの向上に努めて参る所存です。引き続きお引き立て賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

分配金実績（1万口当たり、税引前）

2013年2月(第177期)～ 2016年10月(第221期)	30円	2016年11月(第222期)	20円	設定来の合計支払額	7,690円
------------------------------------	-----	-----------------	-----	-----------	--------



※基準価額は信託報酬控除後の1万口当たりのものです。※基準価額（税引前分配金再投資）は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。基準価額（税引前分配金再投資）は、信託報酬控除後の値です。税引後の運用実績は、課税条件等によってご投資者ごとに異なります。※運用状況によっては、分配金が変わるもの、あるいは分配を行わない場合があります。※上記は過去の情報を基に作成されたものであり、将来の投資成果等を予測あるいは保証するものではありません。当ファンドの投資価値および投資収益は下落することも、上昇することもあります。また、為替相場の変化により変動する場合もあり、元本を保証するものではありません。(以下同じ。)

BARINGS

Q1. なぜ分配金を引き下げたのですか？

A1. 当ファンドでは、基準価額の水準、分配原資の状況や市況動向等を総合的に勘案し、収益分配金額を決定しています。当ファンドが主要投資対象としている世界の公社債の利回りが低下する中、円高の進行もあり、保有債券から得られる利息収入（配当等収益）は減少傾向となりました。これを受け、分配金を引き下げることしました。

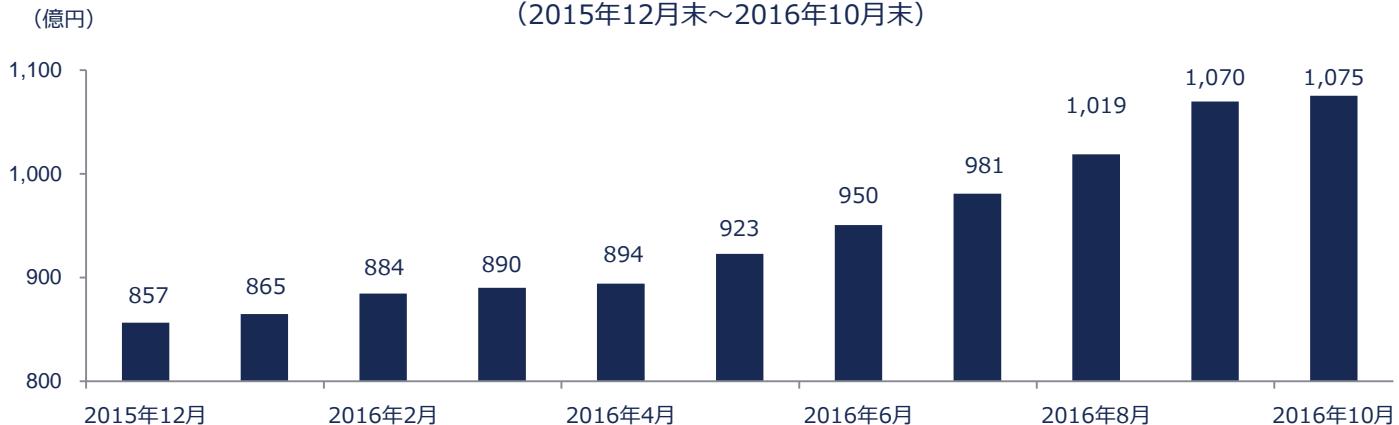
- 世界的な景気減速懸念や主要中央銀行の積極的な金融緩和政策を背景に、2013年に2%を超えていた米国はじめ主要先進国の10年国債の利回りは、低下傾向を辿りました。



出所：ブルームバーグのデータを基にベアリング投信投資顧問株式会社が作成。

- 主要先進国の長期金利が低下するなか、当ファンドでは足元の新規資金流入に伴う債券の買い付けなどにより、保有債券から得られる利息収入（配当等収益）が減少傾向となりました。

2015年末以降の純資産総額の推移
(2015年12月末～2016年10月末)



※上記は過去の情報を基に作成されたものであり、将来の投資成果等を予測あるいは保証するものではありません。

- 為替市場では、2015年12月頃から主要通貨に対して円高傾向が続いています。この間、当ファンドは外貨全体の対円での為替ヘッジ比率を高位で推移させてきたことにより、基準価額へのマイナスの影響は軽減できました。しかしながら、外貨で入金される利息収入は、円高の影響を受け減少傾向となりました。

過去1年間の米ドル対円為替レートの推移

(2015年10月末～2016年10月末)



出所：ブルームバーグのデータを基にペアリング投信投資顧問株式会社が作成。

- 当ファンドでは、保有している債券から得られる利息収入をベースに、毎月の分配金をお支払しています。2016年9月末までの6ヵ月間の配当等収益（1万口当たり、計算期間ベース）の平均値は、前年の同期間と比べ、低下傾向にあります。
- 今後も安定的な分配を継続し信託財産の成長を目指していくためには、分配金は保有債券から得られる利息収入（配当等収益）相当額とすることが適切と考え、**分配金を30円から20円に引き下げる**こととしました。

過去6ヵ月間*の配当等収益（1万口当たり）の平均値



* 過去6ヵ月間とは、以下の計算期間を指します。

2015年4月～2015年9月： 第203期から第208期（2015年3月11日～2015年9月10日）までの期間

2016年4月～2016年9月： 第215期から第220期（2016年3月11日～2016年9月12日）までの期間

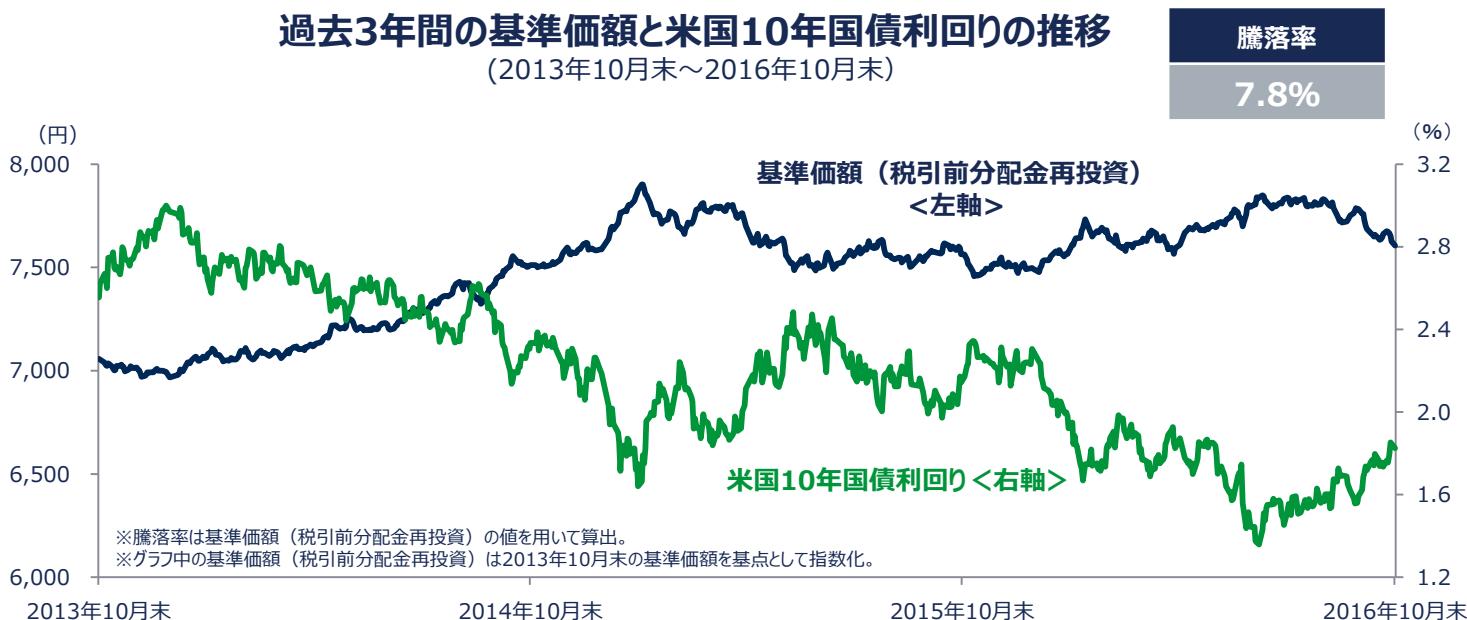
※上記は過去の情報を基に作成されたものであり、将来の投資成果等を予測あるいは保証するものではありません。

Q2. 最近の運用状況について教えてください。

A2. 2016年10月末現在、設定来の騰落率は72.1%の上昇となっています。
過去3年間、2016年初来ともに、基準価額は底堅い展開となっています。

- 過去3年間の基準価額（税引前分配金再投資ベース）の騰落率は7.8%の上昇となりました。保有債券の利息収入や、金利低下による債券価格の上昇から、債券要因がプラスとなったことが、基準価額の上昇に寄与しました。

過去3年間の基準価額と米国10年国債利回りの推移
(2013年10月末～2016年10月末)



- 昨年末から今年10月末にかけての基準価額（税引前分配金再投資ベース）の騰落率は、1.5%の上昇となりました。今年前半の金利低下による債券価格の上昇や利息収入から基準価額は堅調に推移しましたが、夏以降は金利上昇に伴い軟調な展開となりました。

2015年末からの基準価額と米国10年国債利回りの推移
(2015年12月末～2016年10月末)



出所：ブルームバーグのデータを基にペアリング投信投資顧問株式会社が作成。
※上記は過去の情報に基づいて作成されたものであり、将来の投資成果等を予測あるいは保証するものではありません。

Q3. 今後の見通しと運用方針について教えてください。

A3. 満期までの期間が長めの債券を中心に投資する一方で、当面は為替のヘッジ比率は高めに維持する方針です。

■ 世界経済は生産年齢人口の減少やこれまで積み上がった過剰な負債などの構造的な要因から低成長、デフレ環境が続き、主要先進国の長期金利は低位で安定的に推移すると見ています。満期までの期間が長めの債券を中心に投資することにより、その恩恵を享受することができると考えます。

米国の追加利上げの可能性もあるものの、前回、2004年半ば以降の利上げ局面同様に、政策金利の引き上げが長期金利の本格的な上昇につながるとは見ていません。

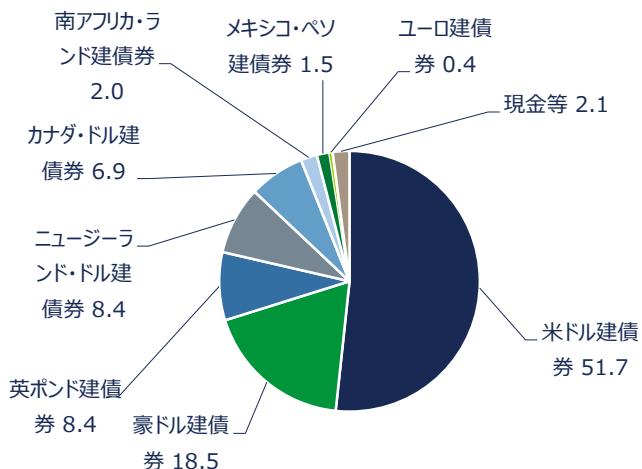
また今後は、国債と比較して金利水準が高い投資適格の社債などへの投資比率の引き上げも検討します。

■ 為替については、足元の1米ドル=100円前後の水準は購買力平価の観点などからは、概ね適正な水準にあると見ています。しかしながら、為替市場は投機的な動きなどにより大きく変動する可能性もあるため、当面は外貨全体の円に対する為替のヘッジ比率は高めに維持する方針です。

また、円以外の通貨間で投資機会を見出した際や、中長期的な円安トレンドを見出した際には、外貨全体の円に対する為替のヘッジ比率を変化させるなど為替からの収益機会の追求を目指します。

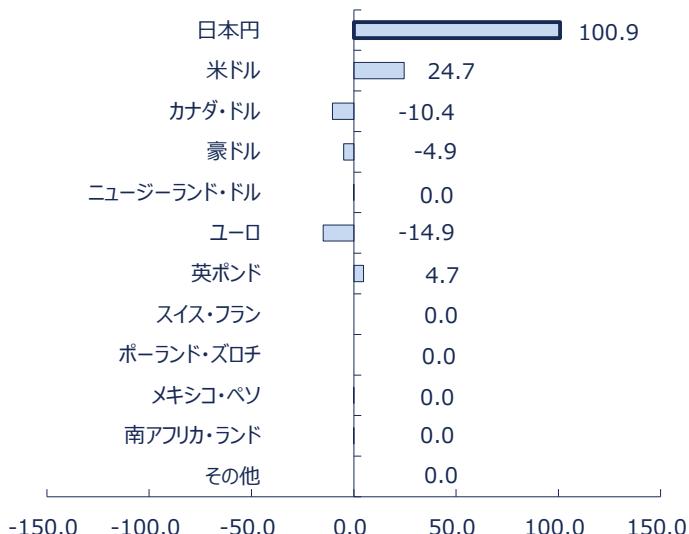
債券通貨別構成比率 (%)

(2016年10月末現在)



為替ヘッジ後通貨配分 (%)

(2016年10月末現在)



日本円	現金等	1.3
	外貨の円に対するヘッジ比率	99.6
	日本円合計	100.9

※比率は全て対純資産総額。計理処理上、合計が100%を超える場合があります。

※現物債券のみの数値です。

※上記の通貨配分(%)の数値は小数点第2位を四捨五入しているため、合計値がそれぞれの数値を足し合わせたものと一致しない場合があります。

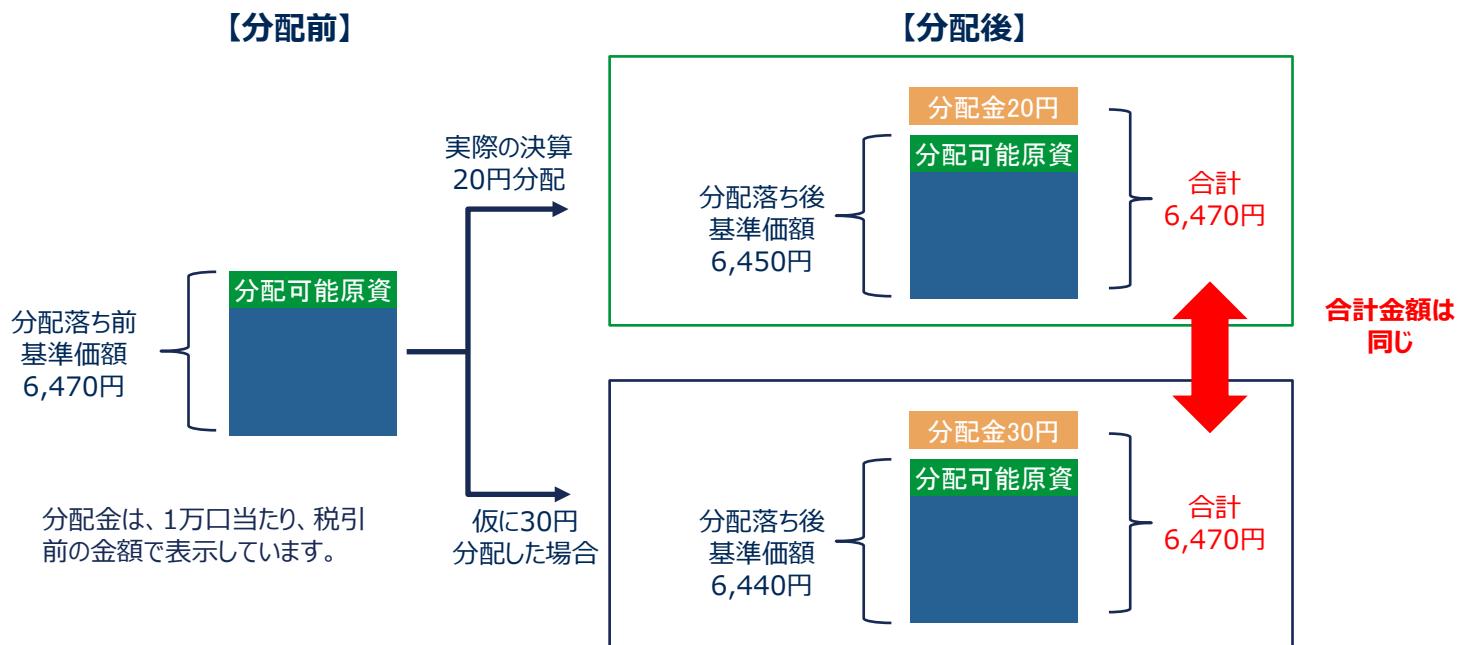
※上記は過去の情報を基に作成されたものであり、将来の投資成果等を予測あるいは保証するものではありません。

Q4. 分配金を引き下げた場合、総合収益に影響はありますか？

A4. 引き下げられた金額分はファンドの純資産総額に留保されますので、総合収益に影響はありません。

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息と異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は低下します。
- 今回、毎月の分配金額を30円（1万口当たり、税引前）から20円（同）に引き下げましたが、引き下げた10円相当分は、そのままファンドに内部留保され、決算日の分配落ち後の基準価額に反映され、仮に30円分配した場合と比較して、分配落ち後の基準価額は10円相当分高くなります。
- このように、分配金と分配落ち後の基準価額の合計金額は、分配金の金額の違いにかかわらず同じになりますから、今回の分配金の引き下げによって、実質的な総合収益への影響はありません。

分配のイメージ



Q5. 分配金の多い、少ないがファンドの評価につながりますか？

A5. 分配金の多い、少ないでファンドの優劣を判断することはできません。

- 投資家の皆さんにとっての投資の成果は、保有期間中に受け取った分配金の累計額と保有した期間における基準価額の騰落率を加味した総合収益となります。分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がることになります。
- 従って、分配金が多いというだけで、投資成果が高いとは判断できず、基準価額の動向にも考慮する必要があります。このように、分配金が多い、もしくは少ないと理由だけで、ファンドを評価することはできません。

Q6. 今後も分配金の変更はあるのでしょうか？

A6. 分配金は、今後の市況動向や運用状況などによって決定されます。

- 分配金は、当ファンドの分配方針に基づき、基準価額の水準、分配原資の状況や市況動向等を総合的に勘案し、支払い金額が決定されます。当社では今後も継続的に安定した収益分配を行うことを目指します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額については、保証するものではありませんが、市況の大きな変動や債券の運用方針などに大きな変更がない場合には、当面は現在の分配水準を維持できると考えています。

※分配金額は決算ごとに、分配方針に基づき決定されますので、将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。今後の市況動向や運用状況などによっては、委託会社の判断により、分配金が変わること、あるいは分配を行わない場合があります。

ファンドの特色

- ①主として、ペアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、**世界の公社債（投資適格債）**に投資します。
- ②各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、**為替変動リスクを管理します。**
※為替変動リスクの管理は、マザーファンドで行います。
- ③**毎月10日**（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
- ④マザーファンドの運用にあたっては、ペアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に運用指図に関する権限を委託します。
[詳細は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください]

当ファンドにかかるリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、**ご投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**また、**投資信託は預貯金とは異なります。**ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

◆公社債市場リスク（金利変動リスク）

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことになります。

◆為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

◆信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

◆解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てるために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

◆ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

◆その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

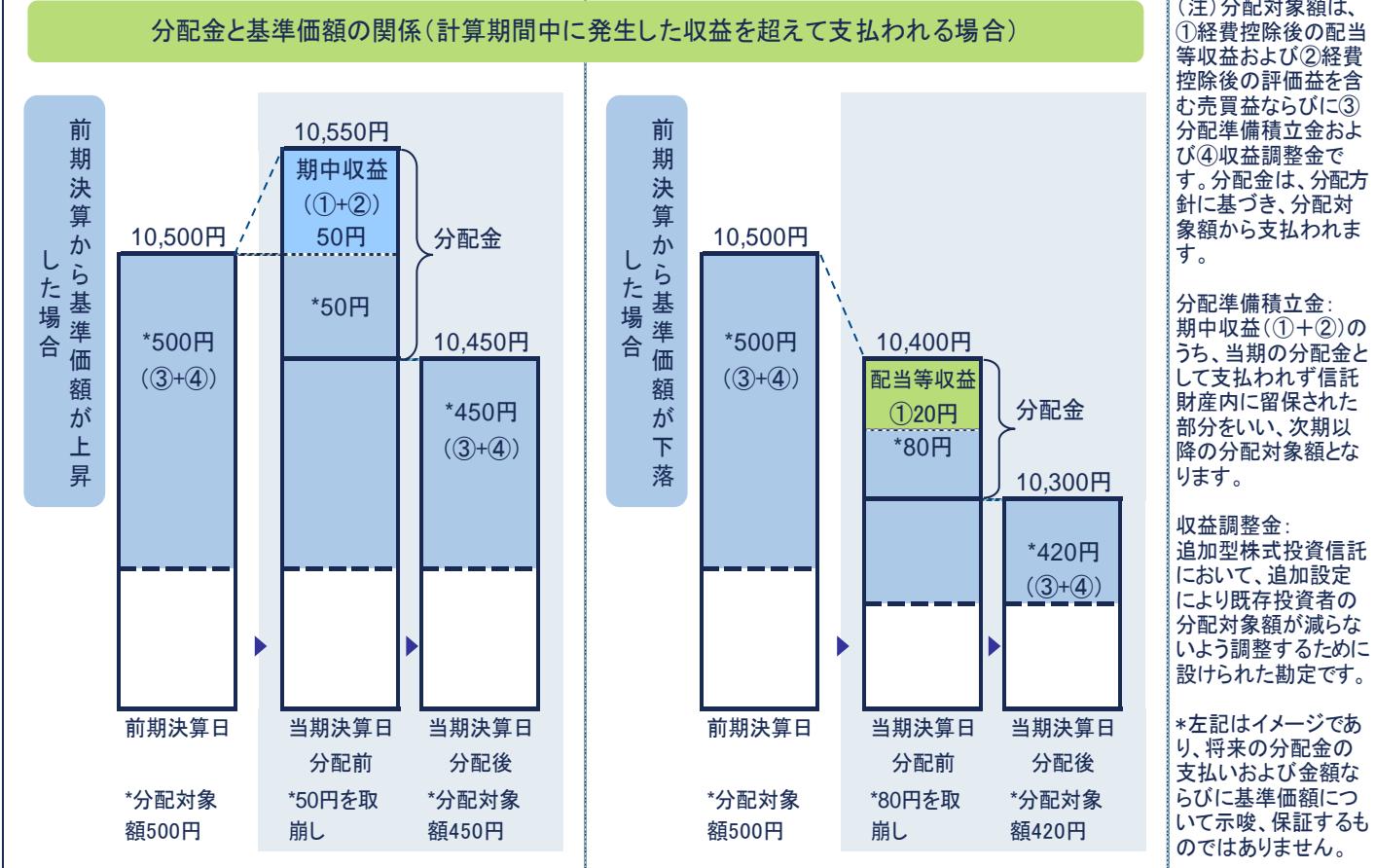
収益分配金にかかる留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

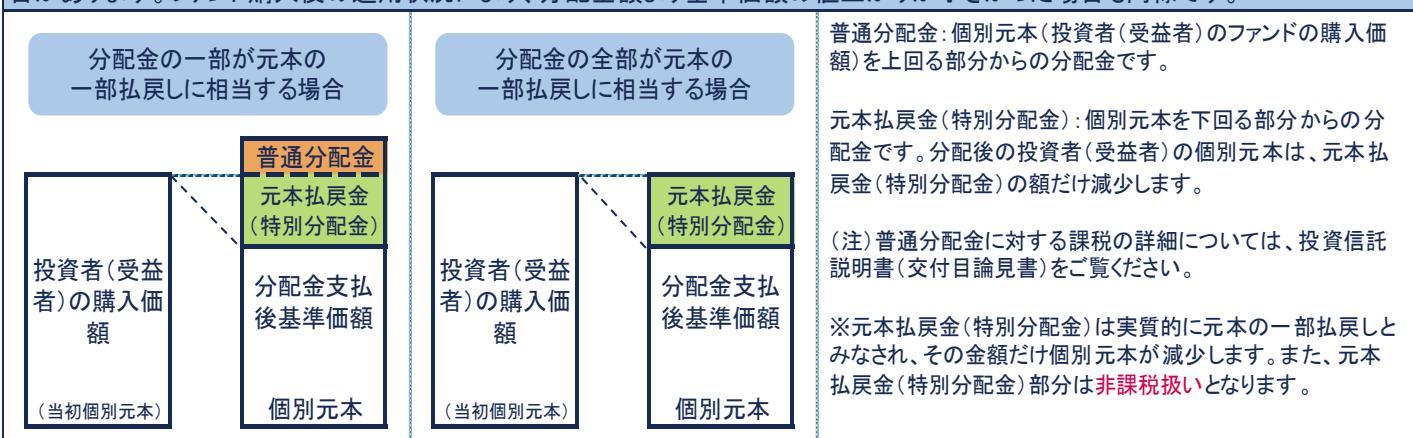


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



当ファンドにかかる手数料等について

[ご投資者が直接的に負担する費用]

ご購入時手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.7%（税抜2.5%） を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	信託財産留保額はありません（マザーファンドにおいても信託財産留保額はありません）。

[ご投資者が信託財産で間接的に負担する費用]

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対し 年1.566%（税抜1.45%）の率 を乗じて得た額とします。
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込メモ

設定日	1998年4月28日
信託期間	無期限。ただし受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還せることができます。
決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）。
お申込日	毎営業日にお申込みできます。ただし、ロンドン（英国）の銀行休業日にはお申込みを受付けません。 なお、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
ご購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご購入価額	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ご購入代金	販売会社が指定する期日までにお申し込みの販売会社にお支払いください。
収益分配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
ご換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金価額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ご換金代金	原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。 ※課税の詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。 ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

お申込みに際してのご注意

※投資信託は預金ではありません。※投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。※投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。※投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入の投資者の皆様が負うことになります。※登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。※お申込みの際には必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」等をご覧ください。※投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	ペアリング投信投資顧問株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等の業務を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 信託財産の保管・管理等の業務を行います。
販売会社	受益権の募集の取扱い、一部解約の実行請求の受け付け、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い等の業務を行います。
投資顧問会社	ペアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人） 委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用に関して運用指図を行います。

販売会社一覧

お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）等のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第2号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第1号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○		○	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第622号	○			
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第52号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第15号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長（登金）第8号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○		○	○
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第60号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第50号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号	○		○	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第5号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第7号	○		○	
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○			
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第5号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第19号	○	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号	○			

*上記の表は、ペアリング投信投資顧問株式会社が作成時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

当資料は、ペアリング投信投資顧問株式会社（金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第396号、一般社団法人投資信託協会会員、一般社団法人日本投資顧問業協会会員）（以下、「当社」）が、作成した販売用資料で、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、当社が信頼できる情報源から得た情報等に基づき作成していますが、内容の正確性あるいは完全性を保証するものではありません。当資料に掲載した情報は作成時点のものであり、将来の運用成果等を予測あるいは保証するものではありません。投資信託は株式・公社債等の値動きのある有価証券等（外貨建資産には、為替変動リスクもあります）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。運用によりファンドに生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）等を、あらかじめ、または同時に渡し致しますので、必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

Date complied（東京）：2016年11月10日 Ref T 20164Q25

設定・運用

ペアリング投信投資顧問株式会社

商号等： ペアリング投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第396号
加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
お問い合わせ： 03-3501-6381(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

スマートフォン用基準価額サイト：
公募ファンドの基準価額やチャートがご覧になれます。

